

国 税 庁 長 官

小 川 是 殿

阪神・淡路大地震被災者に対する申告書写しの交付について

1995. 6. 8

全国青年税理士連盟

会長 岩田 俊一

私たち全国青年税理士連盟は、全国の3000余名の若手税理士をもって組織されており、国民のためによりよい税理士制度、税務行政を実現することを目的として活動しております。

さて、阪神・淡路大震災の被災地域における税務問題については、近畿税理士会をはじめとし、日本税理士会連合会においても尽力しているところであります。しかし、被災地域の人々の生活が一応の落ちつきを取り戻し、また各種租税の申告期限を向かえる今後、納税者にとってさまざまな税務問題が続出することが予想されます。

私たちは、被災地域の会員からの情報収集をもとに、現在起きている問題、そして今後予想される問題につき、当連盟として提言をおこなってまいりたいと考えております。

貴庁におかれましても下記の内容についてご検討いただき、被災地域の納税者のために必要な取り扱いを実施して頂きますようお願いいたします。

記

被災地域の人々にとって、震災復興のため、緊急な事業資金の手当が必要となっています。また行政機関においてもこれたの資金需要に対し、積極的な貸し出しの準備をしております。

しかしこれらの融資を受ける際に、公的金融機関、民間金融機関のいずれにおいても過去3年程度の申告書写しの提示が要求され、申告書を焼失し、また紛失した納税者においては、税務署において自己の提出した書類の内容を調べなければなりません。

ところが納税者より申告書の提示を求められた場合に、それに対する各税務署の取り扱いが統一されておられません。つまり、ある税務署はコピーを許可する一方、他の署は手書きでそれを許可し、またさらにある一部の署では申告書の提示自体に応じないといった状況にあります。

震災からの復興を一刻も早く進めるという社会的な見地から、また納税者自身が申告した内容は、本来納税者自身に帰属するものであるという考え方からも、その提出した申告書については、納税者に対しその閲覧と、謄写が認められるべきであると考えます。

よって、被災地域の各税務署において上記の取り扱いが徹底されますよう、貴庁が大阪国税局を指導されますことを要望いたします。 以上



日本税理士会連合会
会長 平田 公敏 殿

阪神・淡路大地震被災者に対する申告書写しの交付について

1995. 6. 8

全国青年税理士連盟
会長 岩田 俊一

貴会にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また当連盟の活動には日頃よりご理解をいただき感謝いたします。

さて、阪神・淡路大震災の被災地域における税務問題については、近畿税理士会をはじめとし、貴会においても尽力されているところであります。しかし、被災地域の人々の生活が一応の落ちつきを取り戻し、また各種租税の申告期限を向かえる今後、納税者にとってさまざまな税務問題が続出することが予想されます。

私たちは、被災地域の会員からの情報収集をもとに、現在起きている問題、そして今後予想される問題につき、早急に当連盟として提言をおこなってまいりたいと考えております。

貴会におかれましても下記の内容についてご検討いただき、国税庁へ申し入れをおこなうなど、被災地域の納税者のためにご尽力を頂けますようお願いいたします。

記

被災地域の人々にとって、震災復興のため、緊急な事業資金の手当が必要となっています。また行政機関においてもこれたの資金需要に対し、積極的な貸し出しの準備をしております。

しかしこれらの融資を受ける際に、公的金融機関、民間金融機関のいずれにおいても過去3年程度の申告書写しの提示が要求され、申告書を焼失し、また紛失した納税者においては、税務署において自己の提出した書類の内容を調べなければなりません。

ところが納税者より申告書の提示を求められた場合に、それに対する各税務署の取り扱いが統一されておられません。つまり、ある税務署はコピーを許可する一方、他の署は手書きでそれを許可し、またさらにある署では申告書の提示自体に応じないといった状況にあります。

震災からの復興を一刻も早く進めるという社会的な見地から、また納税者自身が申告した内容は、本来納税者自身に帰属するものであるという考え方からも、その提出した申告書については、納税者に対しその閲覧と、謄写が認められるべきです。

よって、被災地域の各税務署において上記の取り扱いが徹底されますよう、貴会が国税庁へ申し入れられますことを要望いたします。 以上